

東北地方太平洋沖地震に伴う被災信用金庫のお客様に対する 預金の代理払いのお取扱いについて

東北地方太平洋沖地震により被災された皆さまに心からお見舞いを申し上げます。

このたびの震災や原発事故に伴い、被災地域の住民の皆さまが被災地域から全国各地に避難されており、避難先における預金の払出しに苦慮されるケースが増えつつあります。

こうした事態に鑑み、被災により一時的にお住まいの地域を離れている信用金庫のお客様の預金の払出しにつきまして、当金庫の窓口で対応させていただくこととしましたので、お近くの当金庫本支店窓口にご相談ください。

皆さまの安全と一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

記

1. 対象となるお客様

次の信用金庫に普通預金または貯蓄預金をお持ちの個人のお客様

- ・宮古信用金庫
- ・杜の都信用金庫
- ・石巻信用金庫
- ・気仙沼信用金庫
- ・あぶくま信用金庫
- ・ひまわり信用金庫

2. 預金の払い出しができる店舗

当金庫の本支店

3. 払出限度額

1口座について、1日1回残高の範囲内でかつ10万円以内

4. 窓口の手続

当金庫の本支店窓口にて、所定の書類に必要事項を記入していただきます。

なお、預金通帳、お届けの印鑑等を紛失された場合でも、別途ご本人様であることを確認させていただいたうえ、限度額の範囲内での預金の払出しに対応させていただきます。窓口にお越しの際には、ご本人様であることを確認できる書類をご持参ください。

5. 本人確認に必要な書類

- ・運転免許証
- ・パスポート
- ・各種年金手帳、
- ・各種福祉手帳
- ・各種健康保険証
- ・外国人登録証明書

※詳しくは、当金庫本支店窓口までお尋ねください。

